

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 29 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに
関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義
解釈資料の送付について」（平成 30 年 12 月 27 日事務連絡）の一部を別紙のとおり改
正しますので、関係者に周知を図るとともに、窓口での相談対応等にご活用いただき、
個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

○「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成30年12月27日事務連絡）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(問118) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「一部負担金」欄はどのように記入するか。</p> <p>(答) 患者の一部負担金の割合（1割・2割・3割）を○で囲む。また、金額は、<u>「「施術内容欄」の「合計」欄の額から「請求額」欄の額を差し引いた金額</u>を記入する。（取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2）</p> <p><u>なお、患者等が支払う一部負担金の計算方法については、施術に要した費用（取扱規程第3章の16の算定基準により算定した額）に患者の一部負担金の割合（1割・2割・3割）を乗じる（1円単位で計算、1円未満の金額は四捨五入の取扱い）こととなるため、「一部負担金」欄の額が患者等から徴収した金額と同額にならないことがある。</u></p>	<p>(問118) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「一部負担金」欄はどのように記入するか。</p> <p>(答) 患者の一部負担金の割合（1割・2割・3割）を○で囲む。また、金額は、患者等から徴収した金額を記入する。（取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2）</p>
<p>(問119) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求額」欄はどのような金額を記入するか。</p> <p>(答) 取扱規程第3章の16の算定基準により算定した額（「施術内容欄」の「合計」欄の額）に患者の一部負担金の割合に応じた割合（9割・8割・7割）を乗じた金額を記入する。<u>その際、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算すること。</u>（取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2）</p>	<p>(問119) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求額」欄はどのような金額を記入するか。</p> <p>(答) 取扱規程第3章の16の算定基準により算定した額（「施術内容欄」の「合計」欄の額）に患者の一部負担金の割合に応じた割合（9割・8割・7割）を乗じた金額を記入する。（取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2）</p>